

# 規制対象事項チェックリスト

## 共通

1. 作業場に通ずる場所および作業場内には、職員が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持している。
2. 通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしている。
3. 屋内に設ける通路については、次に定めるところとする。1. 用途に応じた幅を有している。2. 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持している。3. 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置いていない。
4. 機械間またはこれと他の設備との間に設ける通路については、幅80センチメートル以上のものとしている。
5. 作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持している。